(別紙2)移転先1 番号法第9条第1項別表第1の上欄に掲げる者

| No. | 移転先 | 法令上の根拠 | 移転先における用途 |
|-----|---|---------------------|---|
| 1 | 福祉部障がい福祉課 | 番号法別表第1の8項 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額 |
| | | | 障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付 |
| 2 | 福祉部保育課 | | 費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの |
| | 油油的水片环 | | 提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関 |
| | | | する事務であって主務省令で定めるもの |
| 3 | 福祉部子育て支援課 | 番号法別表第1の9項 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施 |
| | | | 設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 4 | 健康部健康づくり課 | 番号法別表第1の10項 | 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関 |
| | | | する事務であって主務省令で定めるもの |
| 5 | 福祉部生活援護課 | 番号法別表第1の15項 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保 |
| | | | 護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務 |
| | | | 省令で定めるもの |
| 6 | 企画財政部収納課 | 番号法別表第1の16項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条 |
| 7 | 健康部国保年金課 | | 例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調 |
| , | 医 塚 即 | | 査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 8 | 都市部建築住宅課 | 番号法別表第1の19項 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で |
| | | | 定めるもの |
| 9 | 健康部国保年金課 | 番号法別表第1の30項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事 |
| | | | 務であって主務省令で定めるもの |
| 10 | 都市部建築住宅課 | 番号法別表第1の35項 | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住 |
| | | | 宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更 |
| | | | 又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定め |
| | | | るもの |
| 11 | 福祉部子育て支援課 | 番号法別表第1の37項 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主 |
| | | | 務省令で定めるもの |
| 12 | 福祉部福祉長寿課 | 番号法別表第1の41項 | 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって |
| | | | 主務省令で定めるもの |
| 13 | 福祉部子育て支援課 | 番号法別表第1の44項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を |
| | | | 扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であ |
| | 1-1144 -4 12-m | | って主務省令で定めるもの |
| 14 | 福祉部子育て支援課 | 番号法別表第1の45項 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務で |
| 15 | 与しかったと士垣田 | 平日は四ま数1の47 年 | あって主務省令で定めるもの |
| 15 | 福祉部子育て支援課 | 番号法別表第1の47項 | 昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事 |
| 10 | 独古が独古ぶんり書 | 平日は叫き炊1の40 年 | 務であって主務省令で定めるもの R37(1)はは、 (特殊) ない は 15 の では |
| 16 | 健康部健康づくり課 | 番号法別表第1の49項 | 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の |
| 17 | / · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、 未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用 |
| 17 | 健康部医療課 | | |
| 10 | 短い かっちょ 大垣田 | 番号法別表第1の56項 | の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規 |
| 18 | 福祉部子育て支援課 | 俄万法別衣弟10000頃 | 児里子ヨ法による児里子ヨ又は特別紹介(问法附則第2宋第1項に規 定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定め |
| | | | たりる船内をいう。)の文船に関りる事務でありて王務省市で定め るもの |
| 19 | 健康部医療課 | 番号法別表第1の59項 | るもの |
| 19 | 健康即区療味 | 笛写広別衣第10009項 | 日の国際の経済の経済に対する法律による後期同節有医療和内の文和 スは保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 20 | └──── │福祉部生活援護課 | ■ 番号法別表第1の63項 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 |
| 20 | 抽他叩工/白扬茂林 | 宙与広川农第1000項 | 十国残留が入事の日清な帰国の促進並びに永住帰国とた中国残留が 人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は |
| | | | 配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 21 | 健康部介護保険課 | 番号法別表第1の68項 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料 |
| ۷1 | 远冰时月 皮体饮杯 | 田勺瓜川以为1000块 | 一の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 22 | 福祉部障がい福祉課 | 番号法別表第1の84項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によ |
| ~~ | | 田つ仏が以为「りり・り | は、 |
| | | | る日立文版相内の文相大は地域工力文版事業の美地に関する事物であって主務省令で定めるもの |
| 23 | │ │福祉部保育課 | 番号法別表第1の94項 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給 |
| | | 日・カムが公力・リップタ | 又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務 |
| | | | 省令で定めるもの |
| | | | |